

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成十八年国土交通省告示第百八十四号）の一部を改正する件（案）（下線部分は改正部分）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

（略）

一～五 （略）

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）、屋根ふき材等（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備（建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ行うものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあつては第一号、第三号及び第四号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあつては第二号から第四号までにそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一～二 （略）

三 屋根ふき材等及び建築設備については、次に掲げる基準に適合すること。

イ 屋根ふき材等は、地震の震動及び衝撃によって脱落しないこと。

ロ 安全上重要である天井（令第三十九条第三項、同令第八十一条第一項第三号、同令第八十二条の五第七号及び同令第三百三十七条の二第一号ハに基づき、国土交通大臣が定めるものに限る。）は、天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、人が日常立ち入る場所への天井の落下を防止

する措置をいう。以下同じ。）が講じられているものであること。

ハ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、地震の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。

ニ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、地震の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。

ホ 地階を除く階数が十一以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、建築物の構造耐力上主要な部分に緊結され、地震力によって脱落しない構造とすること。

ヘ 建築物に設けるエレベーターについて、次の基準に適合すること。

(1) 地震の震動及び衝撃によって、綱車又は巻胴から主索が外れず、かつ、レールからかご又はつり合おもりが外れないこと。

(2) 昇降路内にやむを得ず設ける突出物によって地震時の綱索、電線その他のものの機能に支障が生じないこと。

(3) 原動機、制御器及び巻上機が地震の震動及び衝撃によって転倒又は移動しないこと。

四 (略)

第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、屋根ふき材等及び建築設備並びに当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

一～五 (略)

六 屋根ふき材等及び建築設備は支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、当該支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に、地震の震動及び衝撃によって脱落しないようにそれぞれ緊結するとともに、地震の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。

七 安全上重要である天井の落下防止措置に用いるネット、ワイヤ又はロープその他の部材は、天井の支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に地震の震動及び衝撃並びに天井材の落下時の衝撃によって脱落しないようにそれぞれ緊結するとともに、地震の震動及び衝撃並びに天井材の落下時の衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。

八～九 (略)

別表 (略)